

令和5年度事業計画

1 浄化槽定期検査（効率化検査）事業（10人槽以下）

広島県内の10人槽以下の浄化槽の定期検査（効率化検査）を行う。なお、令和5年度の検査対象地域は、下記のとおりです。

東広島市、竹原市、大崎上島町、三原市、尾道市、府中市、福山市、神石高原町、大竹市、廿日市、三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町及び世羅町

- ・ 検査基数・・・99,000基目標
- ・ 検査事業収入予定・・・485,100,000円（99,000基×収入予定98%×5,000円）

2 定期検査関連普及・啓発活動等事業

（1）普及・啓発活動

浄化槽管理者に対する定期検査受検啓発活動や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進啓発活動を行う。

- ・ 法定検査の必要性についての情報発信
- ・ 県内の環境イベントへの参加及び環境学習の実施
- ・ 10月1日の「浄化槽の日」に合わせた新聞広告の実施

（2）講習会・接遇研修会の開催

浄化槽定期検査（効率化検査）体制の強化を図るため、検査補助員を養成する講習会・接遇研修会を開催する。（年1～2回）

（3）浄化槽調査研究委員会の開催（年3～4回）

浄化槽の水処理機能の改善等を図るため、浄化槽調査研究委員会を開催する。

（4）各種会議の開催及び参加

- 検査委員会の開催（年1回）
- クロスチェック委員会の開催（年2回）
- 全国浄化槽技術研究集会への参加
- （一社）全国浄化槽団体連合会諸会議への参加
- 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会会議への参加
- 広島県及び（公社）広島県環境保全センターとの連絡調整会議参加等

3 建物貸付事業（収益事業）

広島県環境整備事業協同組合から計量証明事業を行うため、協会1階BOD検査室の一部分を賃借したい旨の要望があり、検討の結果、貸し付けることとしても、BOD検査業務に支障が生じる恐れがないことから、行政庁（広島県総務課）へ変更認定申請（建物貸付事業）を行い、認定を受けて、令和5年6月1日から建物貸付事業（収益事業）を開始する。

- ・ 賃貸面積 64.48㎡

- ・ 貸付事業収入 月額家賃 80,000 円 × 10 か月 = 800,000 円

4 新社屋落成記念式典の開催

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、延期となっていた新社屋落成記念式典を開催する。

- ・ 日 時 令和5年8月から9月中旬頃
- ・ 場 所 ANAクラウンプラザホテル（予定）

5 その他の事業

会議の開催

総会の開催 年2回

理事会の開催 年4回